

## 社会福祉法人育徳会 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育徳会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会・評議員会又は評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 役員等が理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

3 同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び旅費等はこれを支払わないものとする。

### (役員の仕事報酬)

第4条 理事長、業務執行理事が理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会へ出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

2 理事及び監事が理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会へ出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

3 理事に対する年間の支払い総額は、10,000,000円を超えない額とする。

4 監事に対する年間の支払い総額は、300,000円を超えない額とする。

5 苦情対応第三者委員が、法人及び施設運営に関する苦情対応等の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。また、宿泊が伴う出張については、宿泊費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。

4 報酬及び旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、

この規定を適用することができる。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規定は、平成28年5月9日より適用する。

この規程は、平成29年6月22日より適用する。

この規程は、令和4年4月1日より適用する。

別表1（日額）

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000円

別表2（日額）

名 称	報 酬 額	旅 費
理事長及び業務執行理事業務報酬	1日 20,000円 半日 10,000円	実費支給
理事業務報酬等	1日 10,000円 半日 5,000円	実費支給
監事監査指導報酬等	1日 15,000円 半日 8,000円	実費支給
苦情対応第三者委員業務報酬	1日 5,000円	実費支給

別表3（日額）

宿泊費	報 酬 額	旅 費
一泊 15,000円	1日 10,000円 半日 5,000円	実費支給